

〈自由論文〉

財務諸表からの付加価値計算上の技術的問題

—現代企業の付加価値分析に向けての予備的作業—

Technical Issues on Calculations of Value Added from Financial Statements - A Preliminary Study for Value Added Analysis of Contemporary Companies -

吉 沢 壮二郎

Sojiro Yoshizawa

【Abstract】

This paper considers technical issues on calculations of value added from financial statements. First, it introduces two calculation methods, i.e., deductive method and additive method, and considers the link between the two methods. Second, it tries to calculate value added of retail company by two methods, and points out the issues arising from amount materiality. Finally, it discusses the problems in calculation of value added of manufacturing company, such as cost elements included in manufacturing cost, amount adjustment about inventory, and amount transfer from inventory to other accounts.

【キーワード】

加算法, 金額重要性, 控除法, 製造原価明細書, 棚卸資産

1. はじめに

付加価値分析（より一般には「生産性分析」）は、収益性分析、安全性分析、株価分析等とともに、経営分析（財務諸表分析）の分野の1つである。

付加価値分析は、企業において一定の期間に新たに生み出された価値の金額である付加価値額を中心に展開され、分析指標としては労働生産性（従業員1人あたり付加価値額）、労働分配率（付加価値額に対する人件費の割合）、付加価値率（売上高に対する付加価値額の割合）といったものがある。

企業の付加価値額は、既存の財務諸表においては明らかではなく、これらを組み替えることで算

出される。ただし、近年のディスクロージャー制度の変化による情報の入手可能性の低下、特に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表等規則）」の2014年3月26日の改正における製造原価明細書の開示の免除規定の創設等を契機として、個々の企業を対象とした付加価値分析は、困難性を増している¹⁾。

その一方で、深刻化する富の偏在、経済の長期停滞などを背景とし、わが国会計学の分野においては再度、付加価値についての研究が盛んとなってきている。マクロ経済レベルでの付加価値の分配のあり方を論じたスズキ（2022）、付加価値の計算や開示の現代的なあり方を論じた内野（2022）や小栗・陣内（2022）、「法人企業統計調査」を用いて企業における富の分配のあり方とその変化を論じた野中（2019）などの諸研究である。

本稿では付加価値分析のベースとなる付加価値額に関し、企業の外部者（企業内部の経営者・管理者ではない従業員や投資家、一市民という意味である）の立場より、その算出方法について検討する。現状において、付加価値額の算出はどの程度まで可能であり、その限界・制約はどこにあるのか、対処可能な課題にはどのようなものがあるのか、といったことを整理し、検討することが目的である。付加価値額の算出には、誰もが入手できる、有価証券報告書にて開示されている財務諸表を用いた。

2. 付加価値額の算出方法 —控除法と加算法—

付加価値は、企業外部から購入した原材料や商品、エネルギー等に加工やサービス等を加えることで、新たに生み出された価値のことである。既存の財務諸表において付加価値は直接的に表示されず、主に損益計算書の項目から間接的に導出する必要がある。

付加価値の算出方法には大きく、控除法と加算法とがあり、わが国の公的機関・民間機関による付加価値に関する統計資料も、そのいずれかの方法に立つ、あるいは片方を主軸としてもう片方を補助的に用いている。

本節では、この2つの計算方法では具体的にどのように財務諸表から付加価値を計算するかということを確認した上で、両者の連環について検討する。

2.1. 控除法（日本生産性本部『付加価値分析』）

控除法は、概念的には生産高（あるいは売上高）から前給付費用（原材料費や仕入原価、水道光熱費、燃料代等）を控除したものである。

控除法に立つものとして日本生産性本部（社会経済生産性本部²⁾）が公表してきた『付加価値分析—生産性の測定と分配に関する統計—』における算式を示す^{3) 4)}。

付加価値

$$= \text{純売上高} - \{(\text{原材料費} + \text{支払経費} + \text{減価償却費}) + \text{期首棚卸高} - \text{期末棚卸高} \pm \text{付加価値調整額}\}$$

以下に、上記の算式を構成する各項目の定義を示す⁵⁾。

純売上高

$$= \text{総売上高} - \text{戻り品および売上値引高}$$

支払経費

$$= (\text{管理販売費} + \text{当期総製造費用}) - (\text{労働収益に加算される部分} + \text{減価償却費})$$

減価償却費

$$= \text{製造（工事）原価にふくまれる減価償却費} + \text{管理販売費中の減価償却費}$$

期首棚卸高・期末棚卸高

$$= \text{期首および期末における製品・商品および仕掛品の有高} \\ (\text{付加価値を計算するための修正項目})$$

付加価値調整額

$$= \text{売上高または売上原価の修正額} \\ (\text{他勘定振替高, 原価差額など, 付加価値を計算するための修正項目})$$

社会経済生産性本部（1996）は「付加価値の計算において、総算出価値額として、純売上高をとった。これは、もし生産高の収益価値をとれば、まだ実現されていない収益をふくむことになり、成果分配の基礎としては不確実だからである」としている⁶⁾。以下、（少なくとも営業損益段階までは）発生主義、実現主義、費用収益対応原則等に基づいている損益計算書をベースとした付加価値額の算出を行うため、また、後述の加算法との連環を図るため、本稿でも控除法での付加価値額の算出を行う際には、売上高をベースとする日本生産性本部『付加価値分析』の算出方法に（修正

を加えつつも) 基づくこととする。なお、上記の算式を構成する各項目については、次節以下で必要に応じて検討を加える。

2.2. 加算法 (財務省「法人企業統計調査」)

控除法に対し、加算法は付加価値の各分配先への分配額を足し合わせて、付加価値額を求める。前給付費用に対して新たに生み出された価値という付加価値の本来の性質から考えれば、控除法の方が理論的に正しいと言える一方、加算法での付加価値計算は財務諸表からの算出が比較的容易であるという利点がある⁷⁾。

現在、わが国で付加価値や生産性について論じられる際、参照データは財務省が公表している「法人企業統計調査」による場合が多いが、「法人企業統計調査」は加算法によって付加価値を算出している。以下に「法人企業統計調査」の付加価値の算出式を掲げる^{8) 9)}。

付加価値額

$$= \text{人件費} + \text{支払利息等} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課} + \text{営業純益}$$

営業純益

$$= \text{営業利益} - \text{支払利息等}$$

人件費

$$= \text{役員給与} + \text{役員賞与} + \text{従業員給与} + \text{従業員賞与} + \text{福利厚生費}$$

上記の式から明らかなように、算出された付加価値を、従業員・役員(「人件費」)、金融機関等(「支払利息等」)、地主・家主やリース業者(「動産・不動産賃借料」)、政府・地方自治体(「租税公課」)、企業・株主等(「営業純益」)へと分配している、という見方に立っている。ただし、ここでの「租税公課」とは、「営業上負担すべき固定資産税、自動車税及び印紙税等の総額」であって、「法人税、住民税、所得を課税標準とする事業税」は含まれていない¹⁰⁾。また、「動産・不動産賃借料」とは「土地、建物及び機械等の賃借料の総

額」であり、「支払利息等」とは、「『営業外費用』に計上した社債・借入金に対する支払利息、社債の発行につき償却原価法を適用した場合に計上した社債利息及びコマーシャルペーパーの利息等総額」である¹¹⁾。

なお、算出する付加価値は減価償却費控除前の粗付加価値か、減価償却費控除後の純付加価値か、という論点もある¹²⁾。粗付加価値にも利点はある¹³⁾ものの、本稿では、純付加価値額の算出のみ試みる。なお、算出式から明らかなように、日本生産性本部『付加価値分析』、財務省「法人企業統計調査」のいずれもが純付加価値を算出している。

2.3. 控除法と加算法との連環

原理的には、控除法と加算法とでは付加価値額の計算結果が一致するはずである。ただし、加減算する項目の幅が異なれば、両者に差異が生じることとなる。

日本生産性本部『付加価値分析』は、控除法に立ちながらも、控除法で算出した付加価値の分配先を示すことで、加算法との連環を示している。具体的には、対象企業の付加価値を「Ⅰ付加価値計算書」にて控除法で計算した上で、「Ⅱ営業利益計算書」にて、以下のように付加価値と営業利益の関係を示している¹⁴⁾。

営業利益

$$= \text{付加価値} - \text{労働収益}$$

ここで「労働収益¹⁵⁾」とは人件費を指す。そして、「……付加価値の計算は、労働収益と営業利益の合計額としても示される。(これが、付加価値計算における「加算法」である。)これによって計算された付加価値額は、控除法によって計算された付加価値と一致する」としている¹⁶⁾。これに基づいて上記の式を変形すると、以下のように、人件費と営業利益とに付加価値が分配されるという関係が示される。

付加価値
= 人件費 + 営業利益

ただし、上記の加算法の式では、財務省「法人企業統計調査」とは分配先の構成要素が異なっている。

まず「法人企業統計調査」と『付加価値分析』においては賃借料および租税公課の扱いが異なっており、付加価値額の算出結果に金額的な差異を生じさせる。前掲の『付加価値分析』の「支払経費」の定義では、「支払経費」の算出にあたって、販売費及び一般管理費と当期総製造費用の合計から、それらに含まれている人件費（労働収益に加算される部分）と減価償却費のみを差し引いているのであって、賃借料と租税公課にあたる金額は「支払経費」に含まれることになる¹⁷⁾。つまり、「法人企業統計調査」によるならば付加価値の分配先である「動産・不動産賃借料」、「租税公課」として扱われる項目が、『付加価値分析』では前給付費用の1つである「支払経費」の構成要素として付加価値から控除されるのである。

本稿では、賃借料と租税公課も付加価値の分配先としてとらえて加算する（それらを前給付費用ととらえて控除するという事はしない）という、より一般的と思われる見地に立つこととする。この考えのもと、『付加価値分析』における控除法での付加価値額算出にあたって、「支払経費」に賃借料や租税公課を含めない場合、上記の式の右辺に「動産・不動産賃借料」と「租税公課」が加わることになり、以下のような関係が成り立つ。

純売上高 - { (原材料費 + 支払経費 + 減価償却費) + 期首棚卸高 - 期末棚卸高 ± 付加価値調整額 }
= 人件費 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業利益

また、「法人企業統計調査」では、営業利益から支払利息等を控除した「営業純益」を用いているが、「付加価値分析」における加算法では「営業利益」を用いている。「法人企業統計調査」で

は分配先として「支払利息等」を加算しているため、この点に関しては「法人企業統計調査」と『付加価値分析』との間に、付加価値額自体の差異はもたらされない。金融機関等を別個の分配先としているか否かの違いである。

この点も考慮し、上記の式における「営業利益」を、「支払利息等」と「営業純益」とに分かつと、以下のように右辺に「法人企業統計調査」の付加価値額の定義が表れ、控除法と加算法の連環を示したものになる。

純売上高 - { (原材料費 + 支払経費 + 減価償却費) + 期首棚卸高 - 期末棚卸高 ± 付加価値調整額 }
= 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

以下、本稿では、上記の式の左辺による付加価値額の計算を「修正生産性本部方式」、右辺による付加価値額の計算を「財務省方式」と呼ぶこととし、控除法による場合は前者、加算法による場合は後者の算式にて、付加価値額の算出を試みる。

3. 小売業の事例と「金額的重要性基準」の問題

3.1. 控除法での計算

ここでは付加価値額の算出が比較的容易である企業として、スーパーマーケットを経営する株式会社ライフコーポレーション（以下、ライフ）を選び、付加価値額の算出を試みる。

図表1に、ライフの2022年2月期決算の有価証券報告書より、同社の個別・連結の損益計算書の数値（一部、筆者が項目の組替えや、注記からの転載を行っている）を示す。

まず、控除法（修正生産性本部方式）により、付加価値額の算出を行う（図表2）。

ライフの売上原価には労務費や経費が含まれていないと推定されるため¹⁸⁾、売上原価の金額をそのまま、前給付費用の1つとして扱う¹⁹⁾。

販売費及び一般管理費のうち、「運賃」、「販売

図表1 ライフ（2022年2月期）の損益計算書

			(単位：百万円)		
	個別	連結		個別	連結
売上高+営業収入	767,378	768,334	リサイクル収入	291	291
売上高	745,080	745,080	データ提供料	143	143
営業収入	22,298	23,254	その他	401	428
売上原価	514,356	514,356	営業外費用	291	294
営業総利益	253,022	253,978	支払利息	183	184
販売費及び一般管理費	230,214	231,046	その他	107	110
運賃	30,027	30,027	経常利益	23,556	23,695
販売促進費	8,981	9,850	特別利益	249	249
店舗改装及び修繕費	7,161	7,161	投資有価証券売却損	249	249
水道光熱費	8,584	8,585	特別損失	1,632	1,632
賃借料	30,177	30,177	減損損失	1,241	1,241
給料手当及び賞与	89,943	90,029	固定資産除却損	187	187
賞与引当金繰入額	2,533	2,533	店舗閉鎖損失	89	89
退職給付費用	1,511	1,511	新型コロナウイルス感染症による損失	70	70
役員株式給付引当金繰入額	19	19	転貸損失	35	35
法定福利費及び厚生費	12,791	12,805	投資有価証券売却損	7	7
減価償却費	14,040	14,061	税引前当期純利益 (税金等調整前当期純利益)	22,173	22,312
その他	24,447	24,281	法人税等合計	7,107	7,104
営業利益	27,193	22,932	法人税、住民税及び事業税	6,661	6,684
営業外収益	1,039	1,058	法人税等調整額	445	420
受取利息	149	141	当期純利益	15,066	15,208
受取配当金	53	53			

出所：株式会社ライフコーポレーション（2022年2月期）の有価証券報告書より筆者作成。

図表2 ライフ（2022年2月期）の付加価値の計算（控除法）

			(単位：百万円)		
	個別	連結		個別	連結
I 売上高+営業収入	767,378	768,334			
II 売上原価	514,356	514,356			
III 支払経費	79,200	79,904			
IV 減価償却費	14,040	14,061			
V 付加価値額	156,782	160,013			

出所：社会経済生産性本部（1996），191ページを参考にして，図表1をもとに筆者作成。

促進費]，「店舗改装及び修繕費]，「水道光熱費]，「その他」を前給付費用の1つである「支払経費」にあたるものとした。なお，販売費及び一般管理費の「その他」は「財務諸表等規則」第85条の規定（後述）により，個別の名称を付して表示されていないものの合計である。

販売費及び一般管理費のうちの「減価償却費」

を前給付費用の1つの「減価償却費」とした。

「売上高+営業収入」より上記の前給付費用の和を控除することで，付加価値額は個別で1567億8200万円，連結で1600億1300万円と計算された。これがライフの事業活動によって生み出された付加価値ということになる。

3.2. 加算法での計算

次に，上記の付加価値額の検証と，その分配先の把握とを兼ねて，加算法（財務省方式）での付加価値額の算定も試みる（図表3）。

「人件費」として，販売費及び一般管理費の「給料手当及び賞与]，「賞与引当金繰入額]，「退職給付費用]，「役員株式給付引当金繰入額]，「法定福利費及び厚生費」を選択し，合計した。

「支払利息等」として営業外費用の「支払利息」を，「動産・不動産賃借料」として販売費及び一般管理費の「賃借料」を用い，「租税公課」は0

図表3 ライフ(2022年2月期)の付加価値の計算(加算法)

(単位:百万円)

	個別	連結
I 人件費	106,797	106,897
II 支払利息等	183	184
III 動産・不動産賃借料	30,177	30,177
IV 租税公課	—	—
V 営業純益	22,625	22,748
VI 付加価値額	159,782	160,006

出所:図表1をもとに筆者作成。

円とした。

図表2・図表3に示したように、(元データにおける端数の処理によるものと思われるわずかな差異はあるものの)控除法と加算法とで付加価値額が一致した。

3.3. 「金額的重要性基準」の問題

上記のライフの付加価値額の算出において、「販売費及び一般管理費」の「その他」を全額、前給付費用である「支払経費」として扱ったが、「その他」が「販売費及び一般管理費」に占める割合は個別で10.6%、連結で10.5%である。次節で扱う日本冶金工業株式会社(2022年3月期)では、これが個別で28.3%、連結で32.4%となる。次節でも販売費及び一般管理費の「その他」は全額、「支払経費」として扱うが、仮に「その他」に本来は前給付費用として扱うべきではない項目(「租税公課」として扱われるべき固定資産税等)が含まれている場合には、本来計算されるべき付加価値額はその分、大きい金額となるのである。

この背景として、「財務諸表等規則」第85条および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、連結財務諸表規則)第55条の規定がある。以下に現行の「財務諸表等規則」における当該規定を示す。

第85条 販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した勘定科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販管費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般

管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

- 2 前項ただし書に規定する主要な科目とは、減価償却費及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費目をいう。

上記の「ただし書き」の規定は、個別損益計算書作成上、①販売費及び一般管理費のうち減価償却費と各種引当金の繰入額(賞与引当金繰入額や貸倒引当金繰入額等)は原則として金額にかかわらず別個で掲記しなければならない、②それ以外の項目は、販売費及び一般管理費合計に占める割合が10%未満の場合には別個に掲記する必要はない(「その他」という項目を設ける場合にはそこに含まれることになる)、ということの意味している。

なお、連結損益計算書における販売費及び一般管理費の表示方法につき、「連結財務諸表規則」第55条の規定は上記の規定とおおむね同様であるが、金額重要性にかかわらず掲記する「主要な項目」については「退職給付費用及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)」となっている。

こうしたいわゆる「金額的重要性基準」は、既存の財務諸表から表示項目を集計して行われる付加価値額の計算においてその制約となってきたが、制度改正により2014年3月31日以後に終了する事業年度からは「百分の五」から「百分の十」に緩和されたことで、その困難性は高まることとなった²⁰⁾。

もっとも、ライフでは、各種の引当金繰入額や「減価償却費(個別の場合)」、「退職給付費用(連結の場合)」のほかにも、販売費及び一般管理費合計に占める割合が5%未満の項目であっても、「販売促進費」、「店舗改装及び修繕費」、「水道光熱費」の金額を開示している。

その一方、例えば同じ小売業であるヤマダホー

ルディングス（2022年3月期）の場合では、販売費及び一般管理費のうち別個に示されず「その他」の扱いになるものの合計は、個別損益計算書で40.4%、連結損益計算書で36.4%であり、相対的に大きなものとなっている。また、別個に開示されている項目は、「広告宣伝費」、「貸倒引当金繰入額（個別のみ）」、「役員賞与引当金繰入額（個別のみ）」、「給料手当」、「賞与引当金繰入額」、「退職給付費用」、「支払手数料（個別のみ）」、「賃借料（連結のみ）」、「減価償却費（連結のみ）」とライフに比べると項目が少なく、開示されている項目で構成比が5%を下回るのは「貸倒引当金繰入額」、「役員賞与引当金繰入額」、「賞与引当金繰入額」、「退職給付費用」といった金額にかかわらず掲記する「主要な項目」のみに限られており、個別項目での表示は最小限にするという開示方針であると思われる。それゆえ、必ず発生しているはずの項目でも、例えば「水道光熱費」などの金額は知り得ないのである。

このように「金額的重要性基準」については、企業ごとに開示方針に幅があるのであり、外部の分析者は付加価値額の算出にあたって留意する必要があるであろう。

3.4. 付加価値分析指標の算出

ここで、その解釈には踏み込まないものの、上記で算出したライフの付加価値額をもとに、いくつかの主要な付加価値分析指標の算出を試みる。

付加価値額を売上高で除した付加価値率は親会社単体で20.4%（連結では20.8%）、図表3の「人件費」を付加価値額で除して労働分配率を求めると親会社単体で68.1%（連結では66.8%）となる。

また有価証券報告書の「従業員の状況」によれば、「パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイト」を除いた従業員数、いわゆる「正社員」の人数は親会社単体で6839人（連結では6847人）であり、「パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイトの年間平均雇用人員（1日8時間換算）」は親会社単体で2万3972人（連結でも2万3972人）である。この2つを合算した

ものを「従業員数」とするならば、親会社単体で3万811人（連結では3万819人）となり、これで付加価値額を除いて労働生産性（従業員一人あたり付加価値額）を計算すると、親会社単体で508万8507円（連結では519万1798円）となった。

さらに、図表3の「人件費」を上記の「従業員数」で除したものを「1人あたり人件費」とするならば、親会社単体で346万6197円（連結では346万8542円）となった。なお、有価証券報告書の「従業員の状況」では提出会社（親会社単体）のみの「平均年間給与」が開示されており、これは565万592円であった。この「平均年間給与」は「賞与及び基準外賃金を含め」たものと注記されており、退職金・企業年金に関する金額（「退職給付費用」）や法定福利費の会社負担分（「法定福利費及び厚生費」に含まれている金額）は含まれていない等で、図表3の「人件費」とは範囲が異なっているものの、「平均年間給与」と筆者算出の「1人あたり人件費」の差異の多くは、いわゆる正社員と、パートタイマーやアルバイトとの給与体系の差異によるものと推測される。

なお、2021年度の財務省「法人企業統計調査」の業種区分「小売」、規模区分「全規模」での数値に基づき、いわゆる業種平均値を筆者が計算したところ、付加価値率は17.4%、労働分配率（人件費の定義は前掲の法人企業統計調査によるもの）は69.1%、労働生産性（従業員数は「期中平均役員数」と「期中平均従業員数」を合わせたもの）は523万5190円、1人あたり人件費は329万4860円となった。

4. 製造業の事例と付加価値計算上の諸問題

4.1. 製造原価明細書の開示についての問題

本節では、製造業における付加価値額算出に関する問題を取り扱う。事例として、鉄鋼業を営む日本冶金工業株式会社（以下、日本冶金工業）の財務諸表を取り上げる。図表4に、日本冶金工業の2022年3月期決算の有価証券報告書より、同社の個別・連結の損益計算書の数値（一部、筆者が項目の組替えや、注記からの転載を行っている

図表4 日本冶金工業（2022年3月期）の損益計算書

(単位：百万円)

	個別	連結		個別	連結
売上高	124,778	148,925	固定資産撤去費	155	500
売上原価	106,596	123,013	支払利息	436	—
売上総利益	18,182	25,912	手形売却損	12	28
販売費及び一般管理費	7,351	11,946	固定資産除却損	164	172
運賃及び保管料	1,760	2,425	固定資産撤去費	—	155
給料賞与等	1,706	4,022	売上割引	—	193
諸手数料	694	—	為替差損	89	16
減価償却費	212	—	その他	294	210
退職給付費用	372	470	経常利益	10,413	12,807
賞与引当金繰入額	523	492	特別利益	121	170
研究開発費	—	663	固定資産売却益	1	6
その他	2,084	3,874	投資有価証券売却益	120	165
営業利益	10,831	13,966	特別損失	5,498	5,919
営業外収益	943	337	事業譲渡損	—	134
受取利息及び配当金	565	109	減損損失	5,498	5,786
持分法による投資損益	—	39	税引前当期純利益 (税金等調整前当期純利益)	5,036	7,058
固定資産賃借料	305	82	法人税等合計	△1,686	△1,413
助成金収入	—	30	法人税、住民税、及び事業税	1,335	2,169
その他	74	76	法人税等調整額	△3,022	△3,583
営業外費用	1,362	1,497	当期純利益	6,723	8,471
環境対策費	212	222			

出所：日本冶金工業の有価証券報告書より筆者作成。

る)を示す。

製造業の場合、売上原価に材料費・労務費・経費（電力料、減価償却費、賃借料、外注加工費など）が含まれるため、控除法による場合は前給付費用の集計にあたり、加算法による場合には人件費や賃借料の集計にあたり、売上原価に含まれる項目をも考慮しなければならない。

上記に関して、「財務諸表等規則」第75条2項では「……当期製品製造原価については、その内訳を記載した明細書を損益計算書に添付しなければならない。」と定めているため、（売上原価の内訳を知ることはできないもの）上場企業等の付加価値額算出にあたっては、製造原価明細書を参照することになる。

ただし、「連結財務諸表規則」の売上原価の表示に関する規定（第52条）では製造原価明細書の添付は求められておらず、わが国における製造業の付加価値分析は、製造原価に含まれる労務費

の情報源が親会社の個別損益計算書にのみ添付される製造原価明細書であることから、親会社単独の分析が中心であった^{21) 22)}。また、企業の外部者が知りうるのは連結グループ全体ではなく親会社単体の材料費・労務費・経費の開示であるので、連単倍率の乖離した企業や、純粋持株会社では、情報としての有用性は後退することが従来から指摘されてきた²³⁾。

さらに、有価証券報告書における単体開示の簡素化の流れの中で、「財務諸表等規則」の2014年3月26日の改正において、第75条第2項として「……ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項²⁴⁾に規定するセグメント情報を注記している場合は、この限りでない。」という規定が創設され、2014年3月31日以後に終了する事業年度より、連結財務諸表においてセグメント情報を開示することを条件に、製造原価明細書の個別損益計算書への添付が免除さ

れることになった。そのため、製造業を中心に、付加価値額の算出が可能な企業が大幅に減ってしまっているのが現状である²⁵⁾。

4.2. 期首・期末棚卸高についての問題

日本冶金工業は2022年3月期の有価証券報告書において「ステンレス鋼板及び加工品事業の単一セグメントであるため」として、連結財務諸表の注記にてセグメント情報を記載していない。それゆえ、個別損益計算書へ製造原価明細書を添付することが義務付けられており、従来の方法での付加価値額の算出が可能である。図表5に、日本冶金工業の2022年3月期の有価証券報告書より、同社の製造原価明細書、それに関連し図表6に同

社の「当期製品製造原価と売上原価の調整表」の数値（いずれも2年度分。一部、筆者が項目の組替えや、明細からの転載を行っている）を示す。前述のように、現行の法制度上、これらは個別財務諸表についての数値しか入手できない。それゆえ、日本冶金工業の付加価値額の算出は個別財務諸表のみにて行う。

図表4から図表6に基づき、控除法（修正生産性本部方式）により、付加価値額の計算を行った。その結果を図表7に示す。

「原材料費」として、製造原価明細書の当期総製造費用の「材料費」と、「当期製品製造原価と売上原価の調整表」の「当期商品仕入高」の合計を用いた。

「支払経費」として製造原価明細書の当期総製造費の「経費」のうちの「電力料」、「外注加工費」、「その他」、および販売費及び一般管理費の「運賃及び保管料」、「諸手数料」、「その他」の金額を集計した。ここで計算した「支払経費」200億2400万円のうち、経費の「その他」は69億4500万円、販売費及び一般管理費の「その他」は20億8400万円であり、この2つの合計で「支払経費」全体45.1%を占める。こうした「金額的重要性基準」に起因する問題については、前節で指摘した通りである。

図表5 日本冶金工業の製造原価明細書

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期
I 材料費	63,921	106,698
II 労務費	6,718	7,454
III 経費	16,641	18,706
電力料	4,368	5,320
外注加工費	2,773	3,221
減価償却費	3,025	3,220
その他	6,475	6,945
当期総製造費用	87,280	132,859
期首仕掛品棚卸高	17,569	15,102
合計	104,849	147,961
期末仕掛品棚卸高	15,102	22,434
他勘定振替高	12,892	18,081
当期製品製造原価	76,855	107,446

出所：日本冶金工業の有価証券報告書より筆者作成。

図表6 日本冶金工業の当期製品製造原価と売上原価の調整表

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期
当期製品製造原価	76,855	107,446
商品及び製品期首棚卸高	5,325	4,389
当期商品仕入高	872	901
合計	83,051	112,736
他勘定振替高	13	19
商品及び製品期末棚卸高	4,289	6,121
商品及び製品売上原価	78,649	106,596

出所：日本冶金工業の有価証券報告書より筆者作成。

図表7 日本冶金工業（2022年3月期）の付加価値の計算（控除法）

(単位：百万円)

I 売上高	124,778
II 原材料費	107,599
III 支払経費	20,024
IV 減価償却費	3,432
V 期首棚卸高	19,491
(修正期首棚卸高)	(18,283)
VI 期末棚卸高	28,555
(修正期末棚卸高)	(26,785)
VII 付加価値調整額	18,100
(修正付加価値調整額)	(16,978)
VIII 付加価値額	20,887
(修正付加価値額)	(19,203)

出所：社会経済生産性本部（1996）、102ページを参考に、図表4・図表5・図表6をもとに筆者作成。

「減価償却費」は製造原価明細書の当期総製造費用の「経費」のうちの「減価償却費」と販売費及び一般管理費の「減価償却費」とを合算したものである。

ここで、図表7の「原材料費」と「支払経費」と「減価償却費」という前給付費用を構成する項目を加算した上で、これを「売上高」から控除した金額（いわば未調整の付加価値額）は、△62億7700万円となる。一方、「原材料費」と「支払経費」と「減価償却費」の和に「期首棚卸高」を加算し「期末棚卸高」を減算したうえで、これを「売上高」から控除すると27億8700万円とプラスに転じる。さらに「付加価値調整額」を加味して計算した「付加価値額」は208億8700万円となる。「付加価値調整額」については後述するとして、ここでは期首・期末の棚卸高の加減算の意義について検討する。

まず、製造原価明細書には「材料費」、「労務費」、「経費」の金額が表示されるが、これは当期総製造費用の内訳である。そのため、製造原価明細書の「材料費」、「労務費」、「経費」の金額は（期首・期末の仕掛品・製品の残高がゼロ、あるいは期首・期末で仕掛品・製品の残高が同じ金額の場合を除き）売上原価を構成する各製造原価要素の金額とは異なったものとなる。

ここで、当期総製造費用、当期製品製造原価、売上原価の関係について整理するため、図表8に

図表8 日本冶金工業（2022年3月期）の仕掛品勘定および製品・商品勘定

仕掛品		(単位：百万円)	
期首棚卸高	15,102	当期製品製造原価	107,446
当期総製造費用	132,859	他勘定振替高	18,081
		期末棚卸高	22,434
	<u>147,961</u>		<u>147,961</u>
製品・商品			
期首棚卸高	4,389	売上原価	106,596
当期製品製造原価	107,446	他勘定振替高	19
当期商品仕入高	901	期末棚卸高	6,121
	<u>112,736</u>		<u>112,736</u>

出所：図表5・図表6をもとに筆者作成。

日本冶金工業の製造原価明細書と「当期製品製造原価と売上原価の調整表」をもとに筆者が作成した仕掛品勘定・製品勘定を示す。

まず、仕掛品勘定の借方の当期総製造費用は、材料費・労務費・経費といった製造原価要素を構成する各勘定から仕掛品勘定への振替額、すなわち各製造原価要素の当期の消費額である。そして仕掛品勘定の貸方（製品勘定の借方）の当期製品製造原価は仕掛品勘定から製品勘定への振替額、すなわち期首仕掛品棚卸高および当期総製造費用から当期に完成した製品に割り当てられた各製造原価要素の金額である。製品に割り当てられなかった金額は、仕掛品勘定にて期末仕掛品棚卸高として次期に繰り越される。製品勘定の貸方の売上原価は、製品勘定から売上原価勘定への振替額、すなわち期首製品棚卸高と当期製品製造原価から当期に販売された製品の売上高に対応させられ費用として処理された各原価要素の金額である（日本冶金工業の場合、金額的にはごくわずかであるが他社から加工済みの商品の仕入も行っており（「当期商品仕入高」）、売上原価には製品だけでなく商品のものも含まれている）。売上原価として計上されなかった金額は、製品勘定にて期末製品棚卸高として次期に繰り越される。

上記の関係を式で示すと、以下の通りである。

$$\begin{aligned} & \text{当期総製造費用} \\ &= \text{当期材料費消費額} + \text{当期労務費消費額} + \\ & \quad \text{当期経費消費額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{当期総製造費用} + \text{期首仕掛品棚卸高} - \text{期末仕} \\ & \text{掛品棚卸高} \\ &= \text{当期製品製造原価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{当期製品製造原価} + \text{期首製品棚卸高} - \text{期末製} \\ & \text{品棚卸高} \\ &= \text{製品売上原価} \end{aligned}$$

売上高基準によるならば、控除法での付加価値額の計算にあたっては前給付費用（原材料費や減価償却費、水道光熱費等）が、あるいは加算法で

の付加価値計算にあたっては人件費や賃借料が、売上高に対応させられて計上された売上原価に含まれる金額であることが整合的である（なお、販売費及び一般管理費に含まれるものについては、当期に期間対応させられ計上された当期発生額であるので、この問題は生じない）。しかし、売上原価の内訳は開示されていないので、外部の分析者は各製造原価要素につき、当期総製造費用中のそれらの金額によるか、それらをもとに何らかの修正を施して売上原価に含まれる各製造原価要素の金額を推計することが必要となる。

特に、2022年3月期の日本冶金工業の場合、「当期総製造費用」1328億5900万円に対して、「当期製品製造原価」は1074億4600万円、（商品の売上原価も含まれているが）「売上原価」は1065億9600万円である。日本冶金工業の場合、棚卸資産回転期間（ここでは棚卸資産の期中平均値を、当期売上原価÷12ヶ月で除したもの）が2021年度で4.32ヶ月、2022年度で3.95ヶ月と比較的長く、また、総資産に占める棚卸資産の比率も比較的大きく、2021年度で18.6%、2022年度では25.0%である。それゆえ、操業度の変化や製造原価要素の単価の変化が生じた場合、当期総製造費用・当期製品製造原価・売上原価の間の乖離は、相対的に大きなものとなるのである。

ここで、前掲の式を変形する形で、期首棚卸高・期末棚卸高についての調整の意義を示すと、以下の通りである。

$$\begin{aligned} & \text{当期総製造費用} + (\text{期首仕掛品} + \text{期首製品}) \\ & - (\text{期末仕掛品} + \text{期末製品}) \\ & = \text{製品売上原価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & (\text{当期材料費消費額} + \text{当期労務費消費額} + \text{当期経費消費額}) + (\text{期首仕掛品} + \text{期首製品}) - \\ & (\text{期末仕掛品} + \text{期末製品}) \\ & = \text{製品売上原価} \end{aligned}$$

上記のように、当期総製造費用（製造原価明細書にて把握される材料費消費額・労務費消費額・経費消費額の合計額）に期首仕掛品棚卸高と期首

製品棚卸高の和を加算し、期末仕掛品棚卸高と期首製品棚卸高の和を減算することで、当期総製造費用が製品売上原価に修正される。

図表7の「原材料費」1075億9900万円のうちの「材料費」、「支払経費」200億2400万円のうちの「電力料」と「外注加工費」と「その他」の経費、そして「減価償却費」34億3200万円のうち製造原価明細書の「経費」からの「減価償却費」は、当期総製造費用の数値である。ここに「期首棚卸高」194億9100万円（図表5の「期首仕掛品棚卸高」と図表6の「商品及び製品期首棚卸高」金額を足し合わせたもの）を加算し、「期末棚卸高」285億5500万円（図表5の「期末仕掛品棚卸高」と図表6の「商品及び製品期末棚卸高」金額を足し合わせたもの）を減算すれば、前給付費用（「原材料費」と「支払経費」と「減価償却費」）は消費額ベースから売上原価ベースへと修正されることになり、それは1310億5500万円から1219億9100万円へととなる²⁶⁾。

ただし、当期総製造費用のうち当期に製品勘定に振り替えられなかった金額は仕掛品勘定にて期末仕掛品棚卸高として、当期製品製造原価のうち当期に売上原価勘定に振り替えられなかった金額は製品勘定にて期末製品棚卸高として、それぞれ次期に繰り越されることになる。それゆえ、期首・期末の仕掛品・製品棚卸高には、前給付費用である材料費と経費とともに、付加価値の分配額の1つである労務費も含まれていることになる。

この点については、社会経済生産性本部（1996）でも認識はされているが、「製品・商品および仕掛品の有高にふくまれる労働収益の部分は、計算資料の入手不可のため無視した²⁷⁾」とし、それ以上の修正は行われていない。

しかし、期首棚卸資産と期末棚卸資産の変動が大きい（日本冶金工業の場合は「仕掛品」・「製品」が前期に比べ大きく増加している）、あるいは製造原価に占める労務費の割合が大きいといった場合には、期首・期末の棚卸資産に含まれる労務費についての調整が必要だと思われる。

もし「期首棚卸高」と「期末棚卸高」に含まれる労務費の比率が明らかならば、 $(1 - \text{労務費率})$

を「期首棚卸高」と「期末棚卸高」にそれぞれ乗じたものを計算に用いれば、期首・期末棚卸高に含まれる労務費を取り除いて付加価値額の算出を行うことができる。

もちろん期首棚卸高と期末棚卸高に含まれる労務費の比率は不明であるので、何らかの推計が必要となる。この点について、後藤（1966）は「当期総製造費用にふくまれている付加価値の総製造費用に対する割合と同じ割合の付加価値が他勘定振替高にも、期首仕掛品棚卸高にも、期末仕掛品棚卸高にも、また期首製品棚卸高にも、期末製品棚卸高にも含まれているという仮定²⁸⁾」でのアプローチをとっている。

本稿でも類似したアプローチをとるが、鉄鋼業の場合は固定費の比率が大きく、操業度の高低によって原価の構成が大きく変わる場合もあると思われるため（実際、日本冶金工業では、変動費の1つである材料費の当期総製造費用に占める割合は、過去5年間で73.2%（2021年3月期）から80.3%（2022年3月期）の振れ幅である）、過去5年間の当期総製造費用における加重平均値（材料費77.0%、労務費6.2%、経費16.8%）を用いた。

「期首棚卸高」、「期末棚卸高」および「付加価値調整額」に、 $(1 - \text{推定労務費率})$ を乗じたものを、それぞれ「修正期首棚卸高」、「修正期末棚卸高」および「修正付加価値調整額」として、図表7に括弧書きで示した。

4.3. 「付加価値調整額」についての考察

前述のように、日本冶金工業の場合、「付加価値調整額」が付加価値額の計算結果に大きな金額的影響を与えている。

社会経済生産性本部（1996）は、「付加価値調整額」を前掲のように「売上高または売上原価の修正額（他勘定振替高、原価差額など、付加価値を計算するための修正項目）」と定義しているが、この「付加価値調整額」の論理について、それ以上の説明を加えておらず、以下は、社会経済生産性本部（1996）による「付加価値調整額」を、当該年度の複数企業の有価証券報告書を用いて後づ

けていったなかで、筆者なりに得た見解である²⁹⁾。

仮に期首・期末の仕掛品・製品の棚卸高がゼロである（あるいは期首・期末で仕掛品・製品の棚卸高が同じ金額である）場合には、以下のような等式が成り立つ。

$$\begin{aligned} & \text{当期総製造費用} + \text{他勘定より仕掛品への振替高} \\ & - \text{仕掛品より他勘定への振替高} \\ & = \text{当期製品製造原価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{当期製品製造原価} + \text{他勘定より製品への振替高} \\ & - \text{製品より他勘定への振替高} \\ & = \text{製品売上原価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{当期総製造費用} + \text{他勘定より仕掛品・製品への振替高} \\ & - \text{仕掛品・製品より他勘定への振替高} \\ & = \text{製品売上原価} \end{aligned}$$

上記の式より明らかなように、他勘定振替高（他勘定より仕掛品・製品勘定への振替高、仕掛品・製品勘定より他勘定への振替高）の調整により、当期総製造費用（消費額ベース）で把握される製造原価要素（材料費・労務費・経費）を、売上原価ベースに修正する意義があり、これは前述の期首・期末の仕掛品・製品棚卸高についての調整と全く同じ意義を持っている。

日本冶金工業では、仕掛品勘定につき「他勘定振替高（仕掛品勘定から他勘定への振替高）」として「作業屑への振替」177億3500万円、「貯蔵品への振替」3億4100万円、「その他」500万円を計上しており、内訳は不明だが製品勘定についても「他勘定振替高（製品勘定から他勘定への振替高）」1900万円を計上している。なお、日本冶金工業の場合、他勘定より仕掛品・製品勘定への振替は行われていない。

図表8より、2022年3月期の仕掛品勘定より他勘定への振替高は、当期総製造費用と期首仕掛品の合計に対して12.0%に相当するものとなっており、日本冶金工業は珍しいケースとは思われる

が、これだけの比率が当期製品製造原価（製品勘定への振替高）と期末仕掛品棚卸高（仕掛品勘定にて次期に繰り越される金額）ではない項目に振り替えられているのである。

「付加価値調整額」の98.0%を占める、仕掛品勘定から「作業屑への振替」の処理については、まず「仕掛品」勘定から「作業屑」勘定に振り替えられるが、この「作業屑」勘定のその後の処理について、同社の有価証券報告書からは明らかでない。

原価計算基準では「二十八 副産物等の処理と評価」にて、「作業くず、仕損品等の処理および評価は、副産物に準ずる」とし、その処理は「総合原価計算において、副産物が生じる場合には、その価額を算定して、これを主産物の総合原価から控除する」とし、評価額は「そのまま外部に売却できるもの」、「加工の上売却できるもの」、「そのまま自家消費されるもの」、「加工の上自家消費されるもの」とに場合分けされているが、評価額の算定は、要約して言えば売却額あるいは自家消費による節約額から、売却・自家消費に伴って追加的に生じるコスト（売却の場合はそれによって見込まれる利益も）を控除したものが評価額となる³⁰⁾（なお、日本冶金工業の製造原価明細書には「原価計算方法は工程別総合原価計算を採用」という記述が加えられている。）。

上記の評価額で「仕掛品」勘定から「作業屑」勘定に振り替えられた後にどうなるのかという点については、筆者の考える範囲ではあるが、外部にそのままの形で売却される（この場合、「作業屑」勘定から「売上原価」勘定に振り替えられる）、加工が加えられて何らかの製造設備等を構成する（この場合、「機械及び装置」等の勘定に振り替えられた上、複数年度にわたり「減価償却費」として費用配分されていく）、あるいは材料費として製造工程に再投入され加工を経て売却される（この場合、「仕掛品」勘定に振り替えられ、完成時には「製品」勘定に振り替えられ、販売時には「売上原価」勘定に振り替えられる）。会計期間をまたぐ場合はあるものの、いずれの場合であっても、一度「作業くず」勘定に振り返られた

金額は、やがては費用として処理されるのであり、付加価値計算上はその際に改めて前給付費用（「原材料費」や「減価償却費」）として付加価値から控除されることになる。

4.4. 加算法での計算

ここで、加算法（財務省方式）での日本冶金工業の付加価値額の算出も試みる。図表9は、図表4から図表6に基づき作成したものである。

「人件費」は、製造原価明細書の「労務費」、および販売費及び一般管理費の「給料賞与等」、「退職給付費用」、「賞与引当金繰入額」を合計したものである。ただし、製造原価明細書の「労務費」については当期の消費額であるため、前述の控除法における「修正付加価値額」の算出との整合性を持たせるため、「労務費」について期首・期末の棚卸資産および他勘定振替高についての調整を行った。具体的には、次の通りである。

まず図表7の「期首棚卸高」、「期末棚卸高」、「付加価値調整額」にそれぞれ推定労務費率（6.2%）を乗じると、それぞれ12億800万円、17億7000万円、11億2200万円となる。次に、製造原価明細書の「労務費」74億5400万円（消費額ベース）に12億800万円を加算し、17億7000万円を減算、11億2200万円を減算すると、「修正労務費（売上原価ベース）」は、57億7700万円と算出された。「人件費」の計算において「労務費（修正前）」をこの「修正労務費」の置き換えたものは83億7100万円となるが、これを「修正人件費」として、「修正付加価値額」の計算

図表9 日本冶金工業（2022年3月期）の付加価値額の計算（加算法）

（単位：百万円）

I 人件費	10,055
（修正人件費）	（8,371）
II 支払利息等	448
III 動産・不動産賃借料	—
IV 租税公課	—
V 営業純益	10,383
VI 付加価値額	20,886
（修正付加価値額）	（19,202）

出所：図表4・図表5・図表6をもとに筆者作成。

に用いる。

「支払利息等」は営業外費用の「支払利息」と「手形売却損」を合算したものである。本来であれば「動産・不動産賃借料」と「租税公課」として加算されるべき項目が、製造原価明細書の「経費」と販売費及び一般管理費の「その他」に含まれているかもしれないが、金額が不明のため、全額、控除法における「支払経費」に含まれて付加価値から控除されている点はライフの事例と同様である。

上記の調整により、「付加価値額」も「修正付加価値額」も、控除法とほぼ同じ金額で算出された。金額の差異は元データにおける端数の処理によって生じたものであろう。

4.5. 付加価値分析指標の算出

親会社単独のみではあるが、ライフの事例と同様に、日本冶金工業の2022年3月期の付加価値分析指標の算出も試みる。付加価値額としては、「修正付加価値額」を用いる。

付加価値率は15.4%、「修正人件費」を用いた労働分配率は43.6%である。また有価証券報告書の「従業員の状況」によれば、「臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略」しており、いわゆる正社員のみではあるが、従業員数は1106人であり、よって労働生産性は1736万2568円であり、「修正人件費」を用いた1人あたり人件費は756万8716円である。一方、「従業員の状況」にて「賞与及び基準外賃金を含む」だ「平均年間給与」は658万7047円となっている。この差異の要因として、1人あたり人件費の計算にあたって分子の人件費には臨時雇用者のものが含まれている一方で分母の従業員数には臨時雇用者数が含まれていないこと、および1人あたり人件費と「平均年間給与」とでは範囲が異なること（前者には「退職給付費用」が含まれる）等があると思われる。なお、1人あたりの人件費を「修正人件費」ではなく「(修正前)人件費」で計算すると909万1320円となる。この金額の差異は、2022年3月期は当期総製造費用に対して売上原価の金額が小

さく、期末仕掛品・製品棚卸高に含まれて次期に繰り越される労務費の金額が多くなっているために生じたものである。

なお、2021年度の財務省「法人企業統計調査」の業種区分「鉄鋼業」、規模区分「全規模」での数値に基づく業種平均値では、付加価値率は14.5%、労働分配率は56.6%、労働生産性は1154万円9570円、1人あたり人件費は653万3835円と算出された。

5. おわりに

本稿では、日本生産性本部「付加価値分析」の手法に若干の修正を加えた「修正生産性本部方式」を控除法として、財務省「法人企業統計調査」の手法（「財務省方式」）を加算法として、両者の連環を確認した上で、小売業と鉄鋼業の企業を事例とした付加価値額の計算、および基本的な付加価値分析指標の算出を試みた。これら企業における富の生産と分配の金額的把握を、企業外部者の立場より、誰もが入手できる有価証券報告書に基づいて試みた、と言っても良いであろう。

「金額的重要性基準」の緩和、そして何より製造原価明細書開示の免除規定によって、付加価値額の計算は困難性を増してはいるものの、前者については一定の仮定（販売費及び一般管理費と製造原価の経費の「その他」を全額、前給付費用とみなす）を置き、後者について一定の条件（単一セグメントである、あるいは売上原価に労務費や経費が含まれていない）を満たしていれば、現行制度の下でも、付加価値額の計算と付加価値分析指標の算出は可能である。ただし、製造原価明細書開示企業の付加価値額計算においては、期首・期末棚卸資産や仕掛品・製品勘定より（への）他勘定振替の考慮の有無により、場合によっては計算結果が大きく異なったものになってしまうという留意点も再確認された。

製造業に関して言えば、日本冶金工業のように比較的連単倍率が小さい（2022年3月期の売上高の連単倍率は1.19倍）場合では、製造原価明細書を用いた親会社単独での付加価値額の算出と

分析であっても、企業グループにおける富の生産と分配の多くを金額的に把握できる。ただし、単一セグメントの企業であっても連単倍率が拡大している、特に親会社の持株会社化が進んでいる企業グループでは、たとえ親会社の製造原価明細書を入手できたとしても、それに基づく付加価値額の計算と分析は、企業グループにおける富の生産と分配の金額的な把握としては、極めて限定的で不十分であると言わざるを得ない。かねてより連結財務諸表においては製造原価情報が非開示であったところ、近年には企業活動のグループ化が進み、そして個別財務諸表においても製造原価明細書の免除規定が創設されたことに対しては、付加価値額の計算と分析という立場より、筆者には製造原価情報の開示を法制度に求める以外には、何ら改善策は見出せない。

最後に、今後の検討課題を示すと、以下の2点である。

損益計算書や製造原価明細書を組み替えることで、企業内部での付加価値の生産とその分配の状況が金額的に把握される。損益計算書は企業の収益力を表示し、株主への分配の源泉を示すため、利益の計算をその目的としているが、そこでは控除項目（費用）として扱われていた人件費が、付加価値分析においては富の分配先として再認識される。ただし、本稿で扱ったライフと日本冶金工業の事例ではそれほど深刻ではなかったが、現行の会計基準・ディスクロージャー制度のもとでは、人件費は各種の科目に細分されて会計処理され、財務諸表上では各所に分散されて表示される。この点は分析対象企業によっては、労働分配率や1人あたり人件費の算出を行う上での障壁となる。いわば「付加価値分析における人件費の集計問題」と言えるものである。

また、富の生産と分配という観点からは、本稿で用いた「修正生産性本部方式」と「財務省方式」とでは、ともに営業利益に基づいており、「支払利息等」を別とすれば営業損益段階以下の富の動きとその分配は等閑視されていることになる。事業会社であっても持株会社化、あるいは金融投資を拡大することで（これはその企業にお

いて生み出された付加価値とは言えないものの）主に営業外収益として計上される金融収益が金額的に大きなものとなっていく。あるいは近年の会計基準のコンバージェンスのもとで進んだ新会計基準の導入により、従来の付加価値分析では考慮する必要のなかった項目も増えている。また、利益の分配先、つまり法人税等の所得課税、株主への配当、そして内部留保と付加価値との関係については、本稿でのアプローチでは明らかとされない。しかし、これらの課題を検討することは、一つの企業における富の分配を超えて、社会全体の富の分配の把握に貢献すると筆者には思われ、これは付加価値分析に与えられた重要な役割と認識している。本稿で示したごく初歩的な分析手法は、今後この目的に合わせ、発展させていかなければならないと考えている。

【注】

- 1) 梶浦 (2016), 418-419 ページ。
- 2) 日本生産性本部は1955年に財団法人として設立され、1994年に社団法人社会経済国民会議と統合、財団法人社会経済生産性本部となったが、2009年に日本生産性本部へと名称を戻している。『付加価値分析—生産性の測定と分配に関する統計—』は1996年度版までで廃刊となっているが、本稿ではこの1996年度版を参考文献として用いているため、社会経済生産性本部名義で公表されたものである。
- 3) 社会経済生産性本部 (1996), 7 ページ。
- 4) 同じく控除法に立つものとして、(付加価値という用語ではなく「加工高」という用語を用いているが) 中小企業庁『中小企業の経営指標』がある (中小企業庁 (2004), 62 ページ)。この統計調査は2003年度調査までで廃止となっている。
- 5) 社会経済生産性本部 (1996), 9 ページ。
- 6) 社会経済生産性本部 (1996), 8 ページ。
- 7) 山上 (1978), 75-76 ページ。
- 8) 財務省 (2022A), 9 ページ。
- 9) 同じく加算法に立つものとして、(算出に用いる利益の種類などに違いはあるが) 日本銀行調査統計局『主要企業経営分析』(日本銀行調査統計局 (1996), 16-17 ページ)、通商産業省産業政策局『わが国企業の経営分析』(通商産業省産業政策局 (2000), 5 ページ)、三菱総合研究所『企業経営の分析』(三菱総合研究所 (2008), 37-38 ページ) がある。『主要企業経営分析』は1995年度調査までで、『わが国企業の経営分析』は1998年度調査までで、『企業経営の分析』は2006年度調査までで、それぞれ廃止となっている。
- 10) 財務省 (2022B), 20 ページ。なお、「所得以外を課税標準とする事業税」や、消費税につき税抜き経理をとっている

場合の消費税の納税額も、この「租税公課」に含まれる（財務省（2022B），20ページ）。

- 11) 財務省（2022B），20ページ。
- 12) 財務省「法人企業統計」と同じく加算法によるものとしては、日本銀行調査統計局『主要企業経営分析』、通商産業省産業政策局『わが国企業の経営分析』、三菱総合研究所『企業経営の分析』のいずれもが粗付加価値を算出している（日本銀行調査統計局（1996），16ページ、通商産業省産業政策局（2000），5ページ、三菱総合研究所（2008），38-39ページ）。
- 13) 山口孝は1977年発行の著書において、統計資料等では粗付加価値が用いられる場合が多い理由について、「……なぜ付加価値中に減価償却費をふくむのが一般化したか—おそらくその理由は、現行の普通償却の内容の多くが利益の隠蔽分を含んでおり、さらに特別償却や別途償却という名目による利益の内部留保がおこなわれているために減価償却費は利益的な性質が濃く、さらに他企業との比較性を保つためにも、いっさいの減価償却費をふくめて付加価値を算出することが便利である」からであると推測している（山口（1977），284ページ）。
- 14) 社会経済生産性本部（1996），8ページ。
- 15) 「労働収益」は具体的には、以下のように定義されている。
- 労働収益
 = 当期総製造費用中の労務費 + （経費中の賞与 + 退職給与引当金繰入額 + 法定福利費 + 福利施設負担額 + 厚生費など） + （管理販売費中の賃金・給料 + 退職給与引当金繰入額 + 法定福利費 + 施設負担額 + 厚生費など）
- （社会経済生産性本部（1996），9ページ）
- 16) 社会経済生産性本部（1996），8ページ。
- 17) たとえば、社会経済生産性本部（1996）では、ソーダニッカ株式会社（1995年3月期）の付加価値額を計算するにあたり、「支払経費」は20億3037万8000円と算出している（社会経済生産性本部（1996），199ページ）。ソーダニッカ株式会社は専門商社であり、個別貸借対照表上、棚卸資産として「商品」のみが計上されており、「原材料」、「製品」、「仕掛品」はなく（自社で製品は製造しておらず、他社の製造した商品を仕入れているのみであり）、また個別損益計算書に製造原価明細書を添付しておらず、同社の売上原価には労務費や経費は含まれていない。そのため、「支払経費」の算出にあたってはもっぱら、販売費及び一般管理費から行うことになる。筆者がソーダニッカ株式会社（1995年3月期）の有価証券報告書の個別財務諸表にて確認したところ、上記の「支払経費」の金額は、同社の「販売費及び一般管理費」の合計から、人件費にあたる「役員報酬」、「給料手当」、「賞与引当金繰入額」、「退職給与引当金繰入額」、「役員退職引当金繰入額」、「福利厚生費」、および「減価償却費」を控除したものである。この金額は、同社の「販売費及び一般管理費」の「販売手数料」、「運賃及び諸掛」、「貸倒引当金繰入額」、「旅費交通費」、「賃借料」、「事業税及び事業所税」、「その他」を合計したものと同一である。財務省「法人企業統計調査」の付加価値の定義に基づけば、上記の「賃借料」は「動産・不動産賃借料」として、「事業

税及び事業所税」は「租税公課」として、付加価値から控除する項目ではなく、付加価値の分配先として扱われることになる。

- 18) 小売業であっても、例えば株式会社ポプラのように、売上原価に労務費や経費を含んでいる企業もある（同社は2022年2月期の個別損益計算書に製造原価明細書を添付している）。この場合には、「支払経費」や「減価償却費」の算出の際、販売費及び一般管理費だけでなく、売上原価に含まれるものも計算に含めなければならない。ライフ（2022年2月期）の有価証券報告書では、個別損益計算書には製造原価明細書は添付されていないものの、連結損益計算書にセグメント情報を注記しており、財務諸表等規則第75条2項ただし書きにより、製造原価明細書の添付が免除されている（実際には売上原価に労務費や経費が含まれている）、という可能性もある。ただし、①2014年2月期決算（免除規定の創設前）において個別損益計算書に製造原価明細書を添付していない。②2022年2月期の個別貸借対照表に「商品」238億8000万円、「貯蔵品」2億3100万円が計上されているが、「製品」、「仕掛品」、「原材料」といった項目はない。③2022年2月期の連結貸借対照表には「商品及び製品」238億円、「原材料及び貯蔵品」2億5800万円が計上されているが、これは個別貸借対照表上の「商品」・「貯蔵品」の金額とほぼ一致する。なお、ライフの連結子会社は「ライフ・ファイナンシャルサービス（クレジットカード及び電子マネーの発行運営業務）」のみである。上記により、ライフの売上原価には労務費・経費は含まれていない、あるいは含まれているとしても極めて小さな金額であると推定し、ライフの売上原価の全額を前給付費用として扱った。
- 19) 社会経済生産性分組（1996）では、ソーダニッカ株式会社（1995年3月期）の付加価値額を計算するにあたり、「原材料費」1034億1459万円と「支払経費」20億3037万8000円と「減価償却費」1億9890万5000円を合算したものに、「期首棚卸高」5億8217万7000円を加算、「期末棚卸高」5億8960万2000円を減算し（「付加価値調整額」については、該当する科目がないので空欄）、これで求めた1056億3644万8000円を「純売上高」1094億6225万6000円から控除し、「付加価値額」を38億2580万8000円と算定している。筆者がソーダニッカ株式会社（1995年3月期）の有価証券報告書の個別財務諸表にて確認したところ、「原材料費」1034億1459万円は「当期商品仕入高」、「期首棚卸高」5億8217万7000円は「商品期首たな卸高（1994年3月期の個別貸借対照表の「商品」の金額）」、「期末棚卸高」5億8960万2000円は「商品期末たな卸高（1995年3月期の個別貸借対照表の「商品」の金額）」と同じであった。これはつまり、付加価値計算上で、以下のように、当期商品仕入高を当期の売上高に対応する売上原価へと修正しているのである。
- $$\text{当期商品仕入高} + \text{期首商品棚卸高} - \text{期末商品棚卸高} = \text{売上原価}$$
- ただし、売上原価の金額は損益計算書にて表示されているものであるため、わざわざ上記のような手続きを踏むことは、一見すると不要に思われる。それゆえ、筆者の作成した図表2では、「原材料費」、「期首棚卸高」、「期末棚卸高」の行を設けず、その代わりに「売上原価」の行を設けてい

る。社会経済生産性分部（1996）では、上記のような手付きを踏む理由について明記されていないものの、流通業と製造業のような他業種の付加価値を同じフォーマットで計算できる、あるいは後述のミネベア株式会社（1995年3月期）のように自社で仕入れた原材料を加工し製品を製造するとともに、他社から加工済みの商品を仕入れている企業における付加価値額の計算過程を複雑化させないためではないかと思われる。

- 20) 梶浦（2016）、423ページ。
- 21) 梶浦（2016）、418ページ。
- 22) 製造原価明細書を用いてわが国製造業の付加価値分析を行った先行諸研究のうちいくつかを挙げるならば、大橋（2005）による日立と新日鉄の分析、谷江（2018）による日産の分析などがある（大橋（2005）、157-167ページ、谷江（2018）、203-212ページ）。特に谷江（2018）は後述の製造原価明細書の免除規定創設後の付加価値分析も推定により試みており、示唆が多い。ただし、これらの研究はいずれも加算法のみで付加価値額の計算を行っているため、本稿で検討する棚卸資産についての調整等については言及されていない。
- 23) 貝増（2014）、120ページ。
- 24) 連結財務諸表規則第15条の2は「企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次の掲げる事項を様式第一号（筆者注：様式第一号は、報告セグメント情報の表示の様式を示している）に定めるところにより注記しなければならない。一 報告セグメントの概要 二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法 三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの連結貸借対照表上額又は連結損益計算書上の差額及び当該差額の主な内容」と規定している。「報告セグメントに関連する情報」とは、「製品及びサービスごとの情報」、「地域ごとの情報」、「主要な顧客ごとの情報」である。
- 25) 個別財務諸表における製造原価明細書の免除規定の問題点や、連結財務諸表における製造原価明細書の添付の必要性については、田村（2017）、25-27ページを参照。
- 26) なお、日本冶金工業の付加価値額計算にあたっては「原材料費」には「材料費」とともに「商品仕入高」も含まれているが、「期首棚卸高」には商品勘定の期首棚卸高も含まれ、「期末棚卸高」には商品勘定の期末棚卸高も含まれているので、注19)に示したような商品仕入高の売上原価への修正もあわせて行われていることになる。
- 27) 社会経済生産性分部（1996）、9ページ。
- 28) 後藤（1966）、62ページ。
- 29) 例えば、社会経済生産性本部（1996）では、ミネベア株式会社（1995年3月期）の付加価値額を計算するにあたり、「付加価値調整額」は13億7900万円と算出している（社会経済生産性本部（1996）、126ページ）。この13億7900万円は、付加価値額の計算上、（原材料費＋支払経費＋減価償却費）＋期首棚卸高－期末棚卸高の項から減算されるもの（付加価値額を増加させるもの）である。筆者がミネベア株式会社（1995年3月期）の有価証券報告書の個別財務

諸表にて確認したところ、仕掛品勘定からの「他勘定への振替高」は8億6300万円（「有形固定資産への振替」2億7500万円、「その他」5億8800万円）、仕入製品（商品）勘定からの「他勘定への振替高」は1億9500万円（「廃棄処分」1億2600万円、「原材料」4600万円、「試供品」100万円、「その他」2100万円）、製品勘定からの「他勘定への振替高」は10億1000万円（「有形固定資産」2億400万円、「原材料」4億9300万円、「工場経費」2億3000万円、「有償支給」4400万円、「試供品」3600万円）であり、これら棚卸資産より「他勘定への振替高」の合計は20億6800万円である。一方、仕掛品勘定への「他勘定より振替高」は4億9000万円（「仕入製品」3200万円、「試験研究費」4億5800万円）、仕入製品への「他勘定より振替高」は1億8400万円（「原材料」1億8400万円）、製品への「他勘定より振替高」は1100万円（「原材料」1100万円）であり、これら棚卸資産への「他勘定より振替高」の合計は6億8500万円であった。「他勘定への振替高」合計から「他勘定より振替高」合計を控除すると、13億8300万円となる。社会経済生産性本部（1996）の「付加価値調整額」の13億7900万円と400万円のわずかな差異が生じているものの、「付加価値調整額」算出の検証ができたといえるであろう。400万円の差異については、筆者の確認した限りではあるが、その原因は不明である。なお、ミネベア株式会社の事例によらず、社会経済生産性本部（1996）の「付加価値調整額」と筆者が有価証券報告書で計算した付加価値調整額とでは、わずかに金額が合わない事例が多々あった。

- 30) 原価計算基準の「二十八 副産物等の処理と評価」より、その全文を以下に示す。

「総合原価計算において、副産物が生ずる場合には、その価額を算定して、これを生産物の総合原価から控除する。副産物とは、主産物の製造過程から必然的に派生する物品をいう。

副産物の価額は、次のような方法によって算定した額とする。

(一) 副産物で、そのまま外部に売却できるものは、見積売却価額から販売費および一般管理費又は販売費、一般管理費および通常の利益の見積額を控除した額

(二) 副産物で、加工の上売却できるものは、加工製品の見積売却価額から加工費、販売費および一般管理費又は加工費、販売費、一般管理費および通常の利益の見積額を控除した額

(三) 副産物で、そのまま自家消費されるものは、これによって節約されるべき物品の見積購入価額

(四) 副産物で、加工の上自家消費されるものは、これによって節約されるべき物品の見積購入価額から加工の見積額を控除した額

軽微な副産物は、前項の手続きによらないで、これを売却して得た収入を、原価計算外の収益とすることができる。

作業くず、仕損品等の処理および評価額は、副産物に準ずる。」

なお、「三十六 作業くずの処理」では「個別原価計算において、作業くずは、これを総合原価計算の場合に準じて評価し、その発生部門の部門費から控除する。ただし、必

要ある場合には、これを当該製造指圖書の直接材料費又は製造原価から控除することができる。」としている。

【参考文献】

- 内野一樹 (2022) 「付加価値会計の再構築とパーパス会計」『会計のオルタナティブ』中央経済社。
- 小栗崇資・陣内良昭 (2022) 「新たな計算と報告の可能性」『会計のオルタナティブ』中央経済社。
- 大橋英五 (2005) 『経営分析』大月書店。
- 貝増眞 (2014) 「財務諸表利用者から見た単体開示の簡素化」『企業会計』第66巻第7号。
- 梶浦昭友 (2016) 「企業の開示情報と付加価値計算に関する課題」『商学論究』第63巻第3号。
- 後藤弘 (1966) 『付加価値分析入門』日本能率協会。
- スズキトモ (2022) 『「新しい資本主義」のアカウントティング』中央経済社。
- 財務省 (2022A) 「報道発表 年次別法人企業統計調査 (令和3年度版) 結果の概要」 (<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/r3.pdf>)。
- 財務省 (2022B) 「令和4年度 財務省 法人企業統計調査 年次別調査票 (A) 記入要領 (金融業、保険業以外の法人用)」, (<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/nenpotebikil.pdf>)。
- 社会経済生産性本部 (1966) 『付加価値分析—生産性の測定と分配に関する統計— (1996年度版)』。
- 谷江武士 (2018) 「生産性分析と従業員の状況」『現代日本の企業分析—企業の実態を知る方法—』新日本出版社。
- 田村八十一 (2017) 「批判的経営分析の可能性と課題」『会計理論学会年報』第31号。
- 通商産業省産業政策局 (2000) 『平成10年度 わが国企業の経営分析—業種別統計編—』大蔵省印刷局。
- 中小企業庁 (2004) 『5か年版 中小企業の経営指標—平成10年度～平成14年度調査—』同友館。
- 日本銀行調査統計局 (1996) 『主要企業経営分析 平成7年度』日本銀行。
- 野中郁江 (2019) 「富と貧困の累積を描く付加価値分析：労働によって作り出された価値はいくらか、それは誰のふとこに入ったのか」『経済』第291号。
- 三菱総合研究所 (2008) 『企業経営の分析 平成18年度』三菱総合研究所。
- 山上達人 (1978) 『付加価値分析』税務経理協会。
- 山口孝 (1977) 『企業分析—経済民主主義への基礎—』新日本出版社。

(2023年1月30日 受稿)
(2023年2月16日 受理)